

# KANTO 金融サービス info

かんとう きんゆうサービス いんぷお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしています。

## トピックス

## 金融商品取引法の豆知識 「有価証券の募集・私募」

### ■ 「有価証券の募集、私募」とは

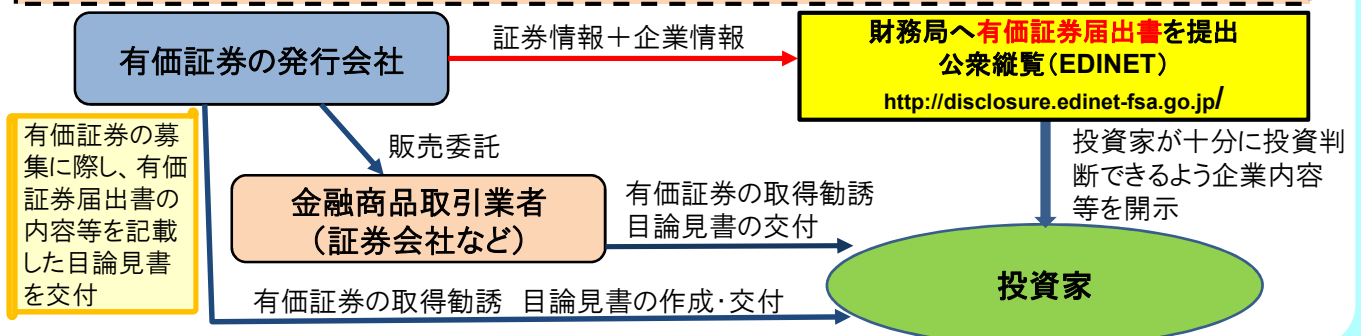
- ✓ 「募集」とは、新たに発行される有価証券の取得申込みの勧誘のうち、多数の者に対して勧誘を行うもの
- ✓ 募集に該当しないものは「私募」
- ✓ 有価証券の募集を行う場合、発行会社は財務局へ有価証券届出書等の提出が必要

有価証券の種類	取得勧誘の人数	区分	1億円以上の募集	1千万円超1億円未満の募集
株式・社債・投資信託など流動性の高い有価証券	50名以上の者を相手方として取得勧誘をする場合	募集	有価証券届出書	有価証券通知書(注2)
	上記以外	私募		
集団投資スキーム(ファンド、注1)、合同会社の社員権など流動性の低い有価証券	500名以上の者が所有することとなる取得勧誘を行う場合	募集	有価証券届出書	有価証券通知書
	上記以外	私募		

- (注) 1. 集団投資スキーム(ファンド)のうち、出資対象事業が主として(50%超)有価証券に対する投資を行う事業であるものについて、有価証券届出書等の提出が必要  
2. 有価証券通知書は非縦覧書類

### ■ 企業内容等開示(ディスクロージャー)制度

- ✓ 有価証券の募集を行う場合には、発行者に有価証券届出書の提出を義務付け、これを公衆縦覧に供することにより、投資家が十分に投資判断できるよう企業内容等を開示
- ✓ 発行会社や販売を行う証券会社は、勧誘を行う相手方に目論見書を交付
- ✓ 有価証券届出書を提出した会社に、毎決算期ごとに、企業情報を記載した有価証券報告書の提出を義務付け



## 有価証券届出書の記載内容

- ◆ 証券情報：募集要項(社債の場合：発行価格、利率、利払日、償還期限、手取金の使途 等)
  - ◆ 企業情報：財務諸表、事業の内容、事業等のリスク、大株主の状況、役員の状況 等
- ※記載される財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)には、**監査法人等の監査証明が必要**

## 私募で販売される有価証券(社債等)に投資するにあたっての留意点

有価証券届出書の提出が不要である**私募**の場合、**投資判断をするための十分な情報を入手することができない可能性があります**。発行会社や発行される有価証券の内容がよく分からないまま購入されてしまうと、**大きな損失を被る危険性があります**ので十分ご注意願います。

### ■ 証券会社等が社債販売にあたって投資家に交付する書類等

#### 公募社債の場合

- ✓ 有価証券届出書の内容等を記載した目論見書(証券情報、企業情報)の交付

#### 私募社債の場合※

- ✓ 有価証券届出書の届出がなされていないこと及び有価証券等に付されている転売制限等について通知
- ✓ 契約締結前書面の交付(金融商品取引契約の概要、リスク事項、手数料等)

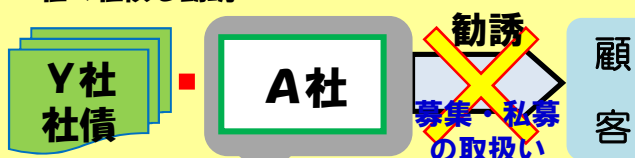
※日本証券業協会のルールにより、発行者の作成する発行者情報・証券情報を記載した資料を顧客の求めに応じて交付する等により、証券会社は発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとされています。

## 無登録・無届募集行為に注意!

- **未公開株・社債・ファンドといった金融商品などの取引を装った、悪質業者の詐欺的な投資勧誘による被害が多発しています。**
- **発行会社以外の者が募集・私募の取扱いを行うには、金融商品取引業の登録が必要です。**こうした詐欺的な投資勧誘の多くに、金融商品取引業の登録を受けていない**無登録業者**や有価証券届出書を提出しないまま募集を行う**無届の発行会社**が関与しています。
- 取引を行う際は、業者の登録や有価証券届出書の提出の有無をご確認ください。
  - ・登録を受けた業者の一覧：[金融庁ホームページ](#) > [金融機関情報](#) > [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
  - ・有価証券届出書：[EDINET](#) (EDINETで検索)

### (ケース1)

金融商品取引業の登録を受けていないA社が、Y社の社債を勧誘

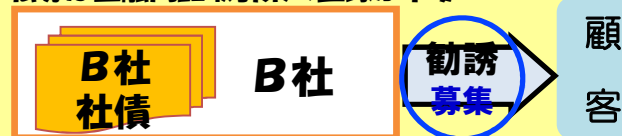


**A社は無登録営業 (金商法違反)**

- **無登録営業**又は**無届募集**をした場合の罰則
  - ・5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科
  - ・法人に5億円以下の罰金刑を重課

### (ケース2)

発行者(B社)自身によるB社の社債の募集・私募は金融商品取引業の登録が不要



ただし、50名以上かつ1億円以上の募集をする場合、有価証券届出書を提出していなければ、



**B社は無届募集 (金商法違反)**

不審に思ったら、財務局等窓口へご相談ください。

統括証券監査官 (無届募集担当) 電話048-600-1118  
証券監督第1課 (無登録業担当) 電話048-613-3952